

輸送安全を担う企業トップの過失犯

—— 軽井沢バス転落事件 ——

船 山 泰 範

〔業務上過失致死傷事件、長野地裁令三(わ)三号、令和五年六月八日判決、有罪、被告人兩名が控訴、LEXDBインターネットTKC裁判所ウェブサイト・文献番号25573141〕

〔事実〕

被告人二名が関わる本件事故は、次のようなものであった。平成二八年(二〇一六)一月一五夜深夜、長野

県北佐久郡軽井沢町内の国道一八号碓氷バイパスにおいて、北志賀方面へのスキーツアーを運行中の本件バスが、下り坂で加速し続け、カーブを曲がりきれずに路外崖下に転落し、一五名(運転手と交代運転手を含む)が死亡し、乗客二六名が脳挫傷等の傷害を負った。

被告人は、バスを運転していたE社の代表取締役Tおよび運行管理者であったAであり、業務上過失致死傷罪で起訴されている。

令和五年六月八日、長野地裁は、以下のような理由を

示して、被告人Tに禁錮三年、被告人Aに禁錮四年（い
ずれも実刑）の有罪判決を言い渡した。その後、T・A
の両名が控訴した。

〔判旨〕

本判決は、分量が多く、判旨の要約も多くなる。お
おね、次のような内容に整理して示すこととする。

- (1) 運行管理者の注意義務違反
- (2) 社長の注意義務違反
- (3) 被告人の過失と事故との因果関係
- (4) 弁護人の主張の検討、結論
- (5) 量刑

(1) 運行管理者Aの注意義務違反について、判決は、
E社が採用することになった運転手Uについて、採用面
接にあたったAは、Uが直近の勤務先では約五年間、大
型バスの乗務をしていなかったことを把握していた、と
いう事実を前提としている。

第一に、Aにとって、予見の対象は、「内容の特定し
ない一般的・抽象的な危惧感ないし不安感を抱く程度で

は足りないが」、「Uが犯す具体的な過失行為や発生させ
る具体的な事故内容等現実の結果発生に至る因果の経過
を逐一具体的に予見することまで必要ない」とする立場
を明らかにしている。

この見解の内容は、「直接行為者であるUの大型バス
の運転技量を信頼することができず、運転技量不足に基
づく過失行為により死傷事故の結果を発生させる危険の
ある状況を認識していたといえれば、Uが発生させるか
もしれない結果についても予見ができ、当然これを予防
するための措置をとることができる」ということである。
したがって、Aは、自らの運行管理の不十分さを認識し
た上で、Uの運転技量が十分でないこと、さらに、ス
キーツアー運転の経路の難しさから、運転ミスを犯して
重大な事故を引き起こすおそれがあると予見できたこと
を認める。

そこで、運行管理者としての刑法上の注意義務は、次
のようなことになる。重大事故を回避するためには、
「必要な運転訓練を行うなどの指導教育を行って大型バ
スの運転に必要な運転技量を習得させ、Uに大型バスに
よる夜行日帰りスキーツアーの運行に必要な運転技量が

十分に備わっていることを確認してから、客を乗せた同スキーツアーの運行に従事させるべき」であつたとする。

以上から、AがUを本件スキーツアーの運行に従事させるに当たり、「道路運送法等の関係法令に従い、運行管理者として、前記刑法上の注意義務を果たすための前記措置を講じていれば、本件事故は、十分に防ぐことができた」と認められる。」として、回避措置が尽くされていれば結果を防げた、としたのである。

(2) 社長Tの注意義務違反について、判決は、(1)事故前の安全管理体制を、どのように理解していたかを明らかにした上で、(2)予見の対象はどのようなものかを示し、(3)結果回避措置を確認する、という段取りで検討をしている。

(1)安全管理体制に関しては、事故前年の平成二七年二月、E社は、関東運輸局東京運輸支局による一般監査を受け、点呼の実施、運転者に対する指導及び適正診断の実施が不適切であるといった法令違反を指摘され、Tは、Aとともに、具体的に改善指導等を受けていたのである。ところが、一般監査による指摘後も、Aは運行管理業務や安全管理体制の不備を一向に改めず、Tが点呼に關す

る提案をしても実現されなかつた。結果として、Tは、「Aの杜撰な運行管理や社内での安全意識の欠如を黙認していた」ことになる。

(2)Tの予見の対象は、「直接行為者であるUの大型バスの運転技量を信頼することができず、運転技量不足に基づく過失行為により死傷事故の結果を発生させる危険のある状況を認識していたといえれば、Uが発生させるかもしれない結果についても予見でき、当然これを予防するための措置をとることができるのであるから、予見可能性があつたと評価できる」とする。

(3)Tの回避措置である。「万が一にも、Uが運転技量の不足から前記峠道等で運転ミスを犯し、重大な事故を引き起こして乗客等が死傷することを回避するために、
：(中略)：同人の大型バスの運転技量の程度を把握し、その結果に応じて必要な運転訓練を行うなどの指導教育を行つて大型バスの運転に必要な運転技量を習得させ、Uに大型バスによる夜行日帰りスキーツアーの運行に必要な運転技量が十分に備わっていることを確認してから、客を乗せた同スキーツアーの運行に従事させるべき刑法上の注意義務を負つていた」というのである。

要するに、Tの回避措置として必要なことは、運転技量不足の運転手には運転させてはならない、ということである。

(3) 被告人両名の注意義務違反と本件事故との因果関係について、判決は、次のようにいう。

第一に、運転手Uは、大型バスで夜行日帰りのスキーツアーに従事した経験が極めて乏しく、大型バスの特性の理解が不十分であったという運転技量の不十分さと、危険感受性が低いため、突発的出来事への対応を間違え、反応が遅れがちであるという運転特性(判決では、直接過失との関係で、詳しい検討がなされている)が相俟って、本件事故と直結したものと評価できるとする。

第二に、「事業者であるTと運行管理者等であったAは、Uを大型バスによる夜行日帰りのスキーツアーの運行に従事させるに当たっては、道路運送法等の関係法令に従い、輸送の安全を確保するために、Uに同スキーツアーの運行に必要な運転技量が十分に備わっていることを確認してから、同人を同スキーツアーの運行に従事させなければならぬ刑法上の注意義務を負っていた。」
そこで、TとAが、Uの大型バスの運転技量を把握、

確認するための前記措置を講じていれば、Uには必要な運転技量が不足していることがわかり、運転技量を習得させるまでは、「Uを本件スキーツアーに乗務させてはならず、そうしておけば本件事故は確実に防げた。」と判断している。したがって、「T及びAの注意義務違反による過失が競合し、それらの過失の危険性が本件事故の発生に結びついたと評価でき、本件においては因果関係が明らかに認められる。」としたのである。

(4) 判決は、このような因果関係があるとした上で、両被告人の弁護人の主張を検討し、結論に向かう。

この部分で、とくに注目すべきは、被告人側が、予見可能性について「現実的な危険性の認識」を必要と主張するのに対し、裁判所は、平成二九年六月一二日最高裁決定(刑集七一巻五号三二五頁)^①の補足意見を引用して、予見可能性について論じている点である。すなわち、予見可能性は、「個々の具体的な事実関係に応じ、問われている注意義務ないし結果回避義務との関係で相対的に判断されるべきもの」(小貫芳信裁判官の補足意見)^②であることを確認した上で、監督責任を問う場合に、TとAの権限、道路運送法等の義務、運行管理状況、^③

Uの大型バスの運転技量に関する両名の認識等の「具体的な事実関係に基づき、刑法上の注意義務の有無を検討した」と反駁している。

以上から、本判決は、被告人兩名につき、業務上過失致死傷罪が成立する、と結論を示している。

(5) 判決は、被告人兩名を実刑としている。社長Tを禁錮三年、運行管理者Aを禁錮四年と、量刑上、區別している。その根拠は、判決文に、次のような差として現れている。

Tの過失は、「相当に重く、Uと直接の関わりはなかったものの、Aの杜撰な運行管理を改めるべき唯一の責任者であったことを踏まえると、結果に対する寄与度も大きい」とする。一方、Aの過失は、「悪質かつ非常に重大であり、Uに対する監督過失とはいえ、本件の結果に対する寄与度が相当大きかった」とする。

なお、判決文の次の表現は、被告人兩名に実刑を選んだ理由にもなっていると思われるので、引用する。

本件事故の直接的な原因はUの運転ミスにあるが、「Uの運転技量不足だけで本件事故は発生せず、Uを大型バスの運転者として本件スキーツアーに従事させたこ

とが本件事故発生の起・点となつて」(傍点は筆者) いる。さらに、判決文は言葉を次いで、裁判所として、遺族や被害者の心情を、量刑に当たり真摯に受け止めて判断した、と述べている。被害者参加人の意見の中に、懲役五年のものと禁錮五年のものがあつたことも触れられている。

〔評釈〕

一 本件の争点

本件の争点について、本判決は、次の二点であるとする。

第一に、被告人兩名が、運転手の運転技量の程度を把握し、必要な運転訓練等を実施するなどして、大型バスの運転に必要な運転技量が十分に備わっていることを確認してから本件スキーツアーの運転業務に従事させるべき注意義務があつたのに、これに違反したか、である。ちなみに、運転技量とは、車両の特性の理解及び操縦運転の技量を示す。

第二に、同注意義務違反が認められる場合、二人のそ

の注意義務違反と本件事故の発生に因果関係が認められるか、である。

さて、検察官の問題提起Ⅱ起訴に対する返答としては、これで足りるであろう。しかし、本件事案における社長と運行管理者が、運転手といかなる関係において責任が問われるべきかを考察すると、本判決のいう争点把握では足りないことが明らかになる。さらに、考えを進めると、それぞれの注意義務の範囲の差異についても詳らかななる可能性がある。これらの課題は、右の二つの争点の検討の後に吟味する。

なお、道路運送法上、運行管理者と社長（事業者）との関係については、社長は、「事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため」、営業所ごとに運行管理者を選任しなければならないとされており（同法二三条一項）、一方、選んだ以上、運行管理者がその業務として行う「助言」を尊重しなければならない（同法二三条の五第三項）、とされている。

二 予見可能性と結果回避措置

(一) 運行管理者について

本件被告人である社長Tと運行管理者Aの注意義務に關して、本判決では、ほぼ同じ論理立てで捉えているが、判決では運行管理者について先に論じられているので、運行管理者の予見可能性と結果回避措置の内容を確認することから、はじめる。

運行管理者Aに予見可能性があったかどうかについては、次のような組み立てをしている。(ア)本件では、Uの直接過失に対する監督過失が問題となっているから、(イ)Aが、自社の運行管理業務の不備を認識している以上、(ウ)Uの大型バスの運転技量を信頼することができず、運転技量不足に基づく過失行為により、死傷事故の結果を発生させる危険のある状況を認識していたといえれば、(エ)予見可能性があったと評価できる、というのである。さらに、(オ)Uが犯す具体的な過失行為や発生させる具体的な事故内容等、現実の結果発生に至る因果の経過を逐一具体的に予見すること³⁾までは必要ないとする。

右の判決の論理構成を考えてみよう。過失犯罪の結果との関係で、行為者において何を予見するべきと捉える

かによって、過失犯の成否に大きな影響が生ずるのは当然である。仮に、現実になされた落度ある行為を監督者が予見するべきだと構成すると、予見可能性が認められる可能性は狭小になる。弁護側の見解としては都合の良いものであり、また、責任主義にこだわると、このような論説もあり得ないわけではない。

しかし、このような見解は、過失犯罪がいかなるものかについて、基本的な点で誤謬に基づくものといわねばならない。というのは、過失犯罪は、常に結果回避措置との関係で捉えるべきことを忘れてはならないからである。この問題を、判例を手がかりとして、考察する。

予見可能性と回避措置との関係を、単純な前後関係としてではなく、危険性がある状況において、関連付けて一緒に捉えるべきことを、明確に示したものとして、森永ドライミルク砒素中毒事件の判決（徳島地判昭四八・一一・二八判時七二一・六）がある。この事案では、事故の直接的要因は、製造課長において、工業用第二磷酸ソーダをミルクに添加させたつもりでいたが、現実には、工業用第二磷酸ソーダの粗悪品ですらない「松野製剤」とよばれる産業廃棄物（砒素を含有していた）

であったことによる。そのわけは、添加物の納入業者が、アルミ製造工程で産出されるものが外見上、第二磷酸ソーダに類似しているのに目をつけ、第二磷酸ソーダと偽って森永乳業徳島工場に納入したことによるのであった。

では、この場合の予見可能性はどのようなものであったのか。それは、ドライミルクを飲む消費者は乳児であるから、万が一にも毒物が混入しないように注意するべき義務があつたということである。予見可能性は、ドライミルクに添加される薬品に毒物が混入されたら、乳児の生命・身体に重大な被害が生ずるといふ危惧感である。そうであるとすれば、回避措置もおのずから明らかになる。毒物混入を回避するためには、第一に、添加される薬物の安全性を担保するために、第二磷酸ソーダの局方品や規格品にまちがないかを確認することである。第二に、製品を出荷する前に、化学的検査を行い、毒物のチェックをすることである。このように、回避措置は、危険がある状況で、どうしたら結果発生を防ぐことができるかという観点から、無理なく実施できるものであり、具体的結果（実際に発生したメカニズム）との関係では、

抽象的なものにとどまる。

森永ドライミルク砒素中毒事件の判決は、予見可能性と回避措置の相互関係を意識して、次の通りに述べる。

「予見可能性は結果防止に向けられたならんらかの負担を課するのが合理的であるということに裏付ける程度のものであればよく、この場合の予見可能性は具体的な因果関係を見とおすことの可能性である必要はなく、何事かは特定できないがある種の危険が絶無であるとして無視するわけにはいかなないという程度の危惧感であれば足りる」(傍点は筆者)。その上で、結果回避措置との関係を、次のように捉えている。「当裁判所としては、結果発生を回避ならしめる措置は何であるかを考え、そのうえでどの程度の措置ならば当該行為者に命じても妥当であるかを特に絶対責任を課することにならないように配慮して、論ずる前提としての予見可能性を考えるのである」。

この判決は、食品を売る立場として、ミルク製造工場が出庫前に有毒物の検査をするのは、食品製造業者として不可欠の作業であるとするのである。

現実の事故内容を予見していなくても予見可能性がな

いとはいえない例としては、自動車事故を考えてみるとわかることである。たとえば、自動車を運転しているときに、急に雨が降ってきたとする。その場合は、平常時より事故発生の危険度が高まるので、運転者は減速したり、昼間でもライトをつけたり、あるいは、降り方が甚だしいときは自動車を路肩に止めるなどの回避措置をとることが要請されるのである。それは、何丁目の交差点で、左側からバイクが向かってくるからという、具体的なものである必要はないのである。置かれた状況や要因の変化に応じて回避措置が生じるのは、合理的な危惧感に応じて回避措置が発生する考え方⁴として理解することができる。この考え方を、私は古川元晴先生と相談して、「合理的危惧感説」と呼ぶことにした。

さて、森永ドライミルク砒素中毒事件への裁判所の判断はどうであったのか。製造課長は、松野製剤のことを予見できなかったから無罪だと主張をしていたが、それは斥けられた。判決では、製造課長について、直属の部下従業員を指揮監督すべき立場にあったのに、それを怠った監督上の過失責任があるとして、禁錮三年の実刑が言渡されたのである。

(二) 社長について

社長Tの注意義務違反については、本判決は、まず、関係法令の検討からはじまり、行政庁（運輸局）からどのような指導を受けていたかを確認した上で、運行管理業務がどのようなようになっていたかを明らかにし、刑法上の注意義務を示している。

道路運送法等の関係法令との関係では、(a)輸送の安全を確保するための種々の義務主体を、事業者と規定した上で、(b)事業者に専門的知見を有する運行管理者を選任させ、強い権限を与えてその義務履行のための実際の業務に当たらせ、(c)事業者はその助言を尊重させるとともに、運行管理者に任せきりにすることなく、事業者として運行管理者を適切に指導監督する義務を負わせ、(d)事業者と運行管理者が一体となって輸送の安全を確保するための運行管理業務を遂行する義務を負わせたものとしている。

このように、本判決が、道路運送法等の関係法令から説き起こしているのは、かつて、川治プリンスホテル事件（火災等により四五名死亡）に関して、最高裁が、経営管理業務を統括掌理する最高の権限を有する者に対し、

直接過失の失火者とは別に、防火防災対策の義務があることを明らかにするため、建築基準法令を確認するところからはじめ、管理者的地位にある者こそ、その義務を負っていることを示した「手法」にならったものと解される。当の判決は、「被告人において、あらかじめ消防計画を作成してこれに基づき避難誘導訓練を実施するとともに、右の防火戸・防火区画を設置していれば、双方の措置が相まって、本件火災による宿泊客等の死傷の結果を回避することができたものと認められる。」と判断している^⑤（最決平二・一一・一六刑集四四・八・七四四）^⑥。

さて、本件における社長Tは、自社の運行管理業務や安全管理体制についてどのように認識していたかという点、遅くとも事故の三か月前の時点で、「Aが運行管理者等としての役割を全く果たそうとしておらず、および不適格であり、自社の運転者らに運転技量不足、過労や体調不良等の問題があった場合、いつ死傷の結果を伴うバス事故が起きてもおかしくない状況」であったというのである。これは、前記川治プリンスホテル事件において、「被告人は、同ホテルの防火防災対策が人的にも物

的にも不備であることを認識していた」と事実認定されていたのと同質である。にもかかわらず、Tは、「前記のような問題意識を持ちつつも、結果として目先の仕事をこなして利益を確保することを優先し、ベテラン運転手らの運転経験に寄りかかったAの杜撰な運行管理や社内の安全意識の欠如を黙認していたと認められる。」という状態にあったのである。

そこで、Tの予見の対象は、Aの場合と同様ということになる。なお、回避措置については、TがAを介して行う部分も加わるため、表現に差が出ている。すなわち、「TがUを本件スキーツアーの運行に従事させるに当り、事業者として自ら又は運行管理者等であるAを指導監督して、道路運送法等の関係法令に従い、事業者として前記刑法上の注意義務を果たすための措置を講じていれば、本件事故は、十分に防ぐことができた」と認められる。」と結論づけている。

その後、判決は、同業他社では、実技試験、運転訓練などをして、必要な運転技量を習得したと認めてはじめて客を乗せた運行に運転者を従事させていたことを確認し、Tがそれらをできなかつた理由はない、としている。

三 因果関係

すべて刑事責任を問うためには、行為と結果との間に因果関係がなければならぬ。本事例では、社長の管理行為（判決は監督行為とする）ならびに運行管理者の監督行為と、運転者の直接過失による結果との間に、原因と結果の関係が認められる必要がある。

その点では、すでに確認したように、TとAは、Uの運転技量が十分に備わっていることを確認せずに運行に従事させるという注意義務違反を犯しており、そのためUの大型バスの運転技量不足によつて、本件事故が生じたのである。したがつて、二人の「過失の危険性」が本件事故の発生に結びついたと評価できるから、因果関係が認められるのである。

因果関係の存否については、故意犯と過失犯では異なる面がある。故意犯では、行為者は、結果の発生を意欲して、結果惹起にふさわしい行為を行う。たとえば、相手を殺害するため、ピストルを撃ち、弾丸が心臓に命中して心臓を停止させれば、行為者の行為と被害者の死亡との間に因果関係が認められる。

一方、本件において、たとえば、運行管理者Aが、運

転当日の対面点呼において、同乗のベテラン運転手であるKに対し、「山道の運転は、Uにさせず、Kがせよ。」と指示をしていたのに、Uが言うことを聞かず山道の運転をしたため、事故を惹起したときは、運行管理者の過失行為（一言でなくなるとはいえない）と事故の結果の因果関係は微妙である。その点に気がついたかどうか不明であるが、Aは公判において、「Kに対し、山道の運転はKがするように言ったつもりである。」旨の供述をしている。ただし、判決は、他の運転手の供述などを参照の上、そのような指示はしていなかった、と事実認定している。

四 管理過失と監督過失の区別

本判決は、Tの刑事責任に関して、こともなげに「監督過失が問題となっている」と述べており、監督過失と管理過失の区別を意識していないことは奇異に思われる。監督過失というのは、本件の運行管理者Aにおいて見られるように、運転手に対して必要な運転技量を習得させたり、運転当日は対面点呼をして、運転者の健康状態を直接観察し、さらに、適切な運転経路を指示するなど、

従業者が不適切な行為をして結果を発生させないように監督する、という注意義務に反することである。森永ドライミルク砒素中毒事件でいえば、製造課長の監督責任は、部下に命じて、納入された薬品が第二燐酸ソーダかどうかを確かめさせ、さらに出荷する予定の製品に毒物などが混入していないかどうかの化学的検査をするよう命じ、実行させることである。それらを怠れば、監督過失ということになる。

これに対し、管理過失は、「管理者等による物的設備・機構、人的体制等の不備それ自体が結果発生との関係で刑事過失を構成しうる場合⁸⁾」を指すといわれている。川治プリンスホテル事件に関していえば、その直接過失は、建設会社作業員の不注意から、切断機の炎によって火災が発生したものであるが、火災によって宿泊客や従業員の死傷の結果（四五名死亡、二二名負傷）が発生した要因は、事前の消防計画の作成や避難訓練を実施していなかったこと、ならびに、防火戸・防火区画の設置の不備にあったのである。そのような防火防災対策は、企業の経営者や管理者的地位にある者だけがないうるものであり、それを怠った点は、管理過失として捉え

るべきである。また、あずみの里事件⁽⁹⁾と呼ばれる、特養における介護者の業務上過失致死事件では、むしろ、施設管理者が事故防止に向けた人的・物的な配慮をしていなかったという管理過失が問われるべきであった⁽¹⁰⁾と思われる。

本件においては、社長Tは、運転手Uの運転技量不足を認識していたのであるから、Uに大型バスによる夜行日帰りスキーツアーの運行に必要な運行技量が十分に備わるまでは運行に従事させてはならないという回避措置をとるべきであったが（この部分は、運行管理者と重なる監督過失に当たる）、社長には、他にも、事故防止に向けた回避義務が、次のようにある。

- (ア) 企業組織内に、安全管理体制を構築する。
- (イ) 雇入れの際の運転者の運転技量の確認、雇入れ後の乗務前後の対面点呼、乗務前の運転指示等の運行管理業務の実施の徹底。
- (ウ) 恒常的な運転者不足の解消。
- (エ) 運転手の健康状態の把握。
- (オ) バスの自動化が進んでいるので、運転者に操作方法や特性を理解させ、運転訓練を実施すること。ちな

みに、本件バスのギアはフィンガーコントロールトランスミッション（FC TM）と呼ばれる電子制御式の六速マニュアル変速ギアであった。

なお、(オ)に関する事実認定に関して、UはFC TMの大型バスの車両特性の理解及び操縦運転の技術が不十分であったとされている。

これらを含めて、企業がシステムとして、輸送の安全を確保するため種々の義務を負う場合に、その業務執行権限を有しているのは、代表取締役をしているTにほかならないのであり、それに関して注意義務を欠く場合が管理過失なのである。

森永ドライミルク砒素中毒事件においては、製造課長のほかに、工場長が起訴され、無罪となっているが、これは管理過失に対する無理解によると、批判したい。判決は、工場長が事務系出身であることから、専門技術上の問題に関して職責外のこととしている。しかし、事務系であればこそ、大所高所から食品の安全を第一とした注意喚起を、製造課長等を通して工場全体に行き渡らせるべきであり、工場責任者として管理過失責任が問われるべきであった。

ここで、管理過失と監督過失の関係についてふれておくと、一般に、前者が後者を含む関係にあるといえよう。したがって、運行管理者については監督過失であるが、社長については、監督過失を包含する管理過失として責任が問われるべきと考える。

五 過失の共同正犯

本判決は、社長と運行管理者の注意義務違反について、「過失が競合」していると構成しているが、疑問である。

「競合」という概念は、TとAはそれぞれ単独犯であつて、たまたまある部分で重なっているにすぎないという理解である。しかし、本事例における社長と運行管理者の関係は、それとは異なることが事実として確認されている。それというのは、両者は、運転手の運転技量不足を知っていたのであるから、乗客の安全のために、相互に指摘し合う責任があつたからである。両者は、結果回避のために相互利用補充関係にあり、過失の共同正犯が成立すると解される。

なお、社長と運行管理者では、前者が後者を選任するという関係にあるが、関係法令は、両者が一体となつて

運行管理業務を行うことを要請しているのであるから、相互利用補充関係を認める妨げにはならない。

ここで、過失の共同正犯が認められた判例を紹介しておこう。電話ケーブル失火事件は、MとNの二人が、作業をしていた地下洞道から出るにあつて、トーチランプの火を消したかについて、自らのものも確かめず、相手のものも確かめずに出たため、結局はどちらかのトーチランプから防護シートに着火し、電話ケーブルと洞道壁面を大規模に焼損したというものである。MとNは業務上失火罪（刑一一七条の二）に問われたのである。

判決は、①共同作業がどのようなものを明らかにした上で、②どのような場合に、相互利用補充関係が認められるかを示している（東京地判平四・一・二三判時一四一九・一三三三）。本件考察の参考になるので、引用する。①「数名の作業員が数個のトーチランプを使用し共同作業を行い、一時、作業を中断して現場から立ち去るときには、作業慣行としても、各作業員が自己の使用したトーチランプのみならず共同作業に従事した者が使用した全てのランプにつき、相互に指差し呼称して確実に消火した点を確認し合わなければならない業務上の

注意義務が共同作業員全員に課せられていたことが認められる」。②「社会生活上危険かつ重大な結果の発生することが予想される場合においては、相互利用、補充による共同の注意義務を負う共同作業員が現に存在するところであり、しかもその共同作業員間において、その注意義務を怠った共同の行為があると認められる場合には、その共同作業員に対し過失の共同正犯の成立を認めたと、発生した結果全体につき共同正犯者としての刑事責任を負わしめることは、なんら刑法上の責任主義に反するものではない。」

さて、本件において、社長と運行管理者は、安全確保の注意義務、とくに回避措置の面で、相互利用補充関係にあるのであるから（判決自体、両者は「一体となつて」と表現している）、その点において、どこかに落度があるため事故が発生した場合は、過失の共同正犯が成立し、犯罪的結果全体について二人は責任を負う、と解すべきである。

なお、手続の面では、公判中に、検察官から、過失の共同正犯を問う、とする訴因変更（刑訴三二二条）が申し立てられるべきであったものである。

六 量刑に関して

本判決の量刑との関係で、いくつか意見を述べたい。

第一に、刑種に関して、禁錮でよいのかという点である。もつとも、わが刑法も、近いうちに（令和七年六月一六日まで）、懲役と禁錮は拘禁刑に単一化されるが、現在はまだ、懲役が重い刑であり（刑一〇条一項本文）、本事案の重大さに鑑みて、禁錮でよいとは思えない。

第二に、社長が禁錮三年、運行管理者が禁錮四年とされており、企業のトップが中間管理職より刑罰が軽いという点である。運転手が大型バスの運転技量を磨くことなく、実地についたことの背景には、会社が全体として安全第一のシステム作りを怠っているというE社の企業風土が横たわっていると思われる。判決文中に、社長は、「安全確保の最終的責任を負う立場にあつたのに、目先の利益を優先して」といるとの文言が見出されるのは、その証左である。

企業が関わる過失犯罪において、個人に、企業における立場や権限を考慮して刑事責任を科すのは当然である。ただし、管理過失（私見では、社長の責任の根拠）については、実務上、十分な理解がなされていない現状から、

量刑以前の問題がある。

あずみの里事件では、当該判決も指摘するように、「配膳すべき間食の形態を容易に確認できる職場の体制」を用意していない施設管理者は、起訴さえされていない。また、やや視野を広げてみると、現場の行為者が処罰される一方、それを管理し監督する立場の者が罪を免れるのは、わが国では少なくない。明石火花大会の歩道橋事故における刑事司法上の処理にもそれが見える。この事故は、平成一三年（二〇〇一）七月二十六日、兵庫県明石市の朝霧歩道橋で、火花大会の参観者が雑踏の中で転倒するなどして、一人が死亡し、一八三人が傷害を負うというものであった。神戸地検は、警察署の現地指揮官と開催した市の幹部を業務上過失致死傷罪で起訴しながら、所轄警察本部で指揮・監督する立場にあった所轄警察署の署長と副署長については不起訴としている¹¹。

この問題の根底には、権力的立場の者が起訴されにくい、わが国特有の「刑事司法」¹²という大きな課題が存在することを確認しなければならない。

本件に戻って考えると、規範的責任の重さは、直接過失を犯した実行者との人的関係の近さではなく、人的関

係に関する権限の強さや企業の安全意識を形成する立場にあったかどうかを考慮すべきと思われる。そうすると、規範的に責められるべき第一の人は、社長である。社長の刑事責任は、運行管理者のそれより重くなるのが当然である。

七 本判決の射程

これまでの裁判例の中には、企業のトップの過失責任に対して消極的姿勢のものも見受けられた。そのたび、個人に対して責任が問えないならば、企業処罰が必要との所説（たとえば、組織罰説）が展開されたりしている。しかし、私は、このような法人処罰説には賛成しかねる。その理由は、犯罪的な結果を惹起させないために肝要なことは、畢竟一人ひとりの人間の心に規範力を呼び起こすものでなければならぬからである。その点で、企業制裁の方策は、企業経営者にとっては痛くも痒くもないのであり、せいぜい金を払えばいいのだろう、という反応を招くにすぎないと思われる。このように、企業処罰を試みても、責任は稀釈化され、個人の規範力を呼び起こすには繋がりにくい¹³。

さて、改めて、本判決の最大の収穫を確認すると、バス運行会社の社長と運行管理者という、輸送安全を担う企業のトップ層に対し、現場の運転手の過失とは独立して、刑事責任（私に言わせれば、管理過失と監督過失）を認めたところにある。しかも、その基盤には、予見可能性と回避措置を同時に捉え、死傷結果の危険のある状況を認識していたとすれば、予防するための措置をとることができたはずとする、過失犯論の支えがある。その意味において、バスに限らず、船¹⁴、鉄道、飛行機など、多数の乗客の命を預かる公共交通機関における事故などにも当てはめることができる、根拠となる「法理」を、本判決は示したものと受け止めることができる。

本判決を契機として、合理的な危惧感を基に回避措置を捉える思考が企業活動に浸透することを期待するものである。

八 過失犯判例の二系列

ここまで、本判決の評釈を試み、その射程にも触れてきたが、今後、判例がどの方向に向かっていくか、気になるところである。その点では、過去の判例の整理が必

要となる。¹⁵

この問題について、私は、従来の判例を二つの系列に整理することができるのではないかと考えている。二つの系列なるものは、結果として図1に示したように、合理的危惧感説によるものと具体的予見可能性説によるものとの整理できる。

では、より根本的な区分の根拠はどのようなものか。私は、次のような仮説を立ててみたい。Ⅰ系列に属する判例は、基本的に、行為者自身が結果発生を回避しようとするのできるのに、回避をしなかった場合である。Ⅱ系列に属する判例は、行為者だけでは結果を回避できず、立場の異なる他者の協力あるいは共同作業が必要な場合である。このような視点から、全体の一部にすぎないが、いくつかの判例を見てみよう。

Ⅰ系列に属する事例として、弥彦神社事件¹⁶をとりあげると、第一審（巻簡裁^{まき}）は、前年に起きた混乱は「餅まき終了時」におけるものだったのに対し、事故は「餅まき終了後」に起きたものであり、同一視することはできないとして、無罪とした。具体的予見可能性説の思考に従えば、こうなる可能性がある。これに対し、最高裁は、日常生

図1 過失犯に関する判例の2系列

輸送安全を担う企業トップの過失犯（船山）

	I 系列 〔合理的危惧感説によるもの〕	判例年月日（和暦）	II 系列 〔具体的予見可能性説によるもの〕
	昭 ③〇	(1955)	③〇
	④〇		④〇
弥彦社社事件・有罪	— 42・5・25 最決		41・12・20 最判 — エンスト・発進・衝突事件・運転手無罪
森永ドライミルク砒素中毒事件・有罪	— 48・11・28 徳島地判		
	⑤〇		⑤〇
カネミ油症事件・有罪	— 53・3・24 福岡地小倉支判		51・3・18 札幌高判 — 北大電気メス事件・執刀医無罪
	⑥〇		⑥〇
熊本水俣病事件・有罪	— 63・2・29 最決		
後部荷台に人も乗る事件・有罪	— 元・3・14 最決		
川治プリンスホテル事件・有罪	— 2・11・16 最決		
電話ケーブル失火事件・有罪	— 4・1・23 東京地判		
	⑩	(1998)	⑩
ニセコアンスプリ「春の滝」雪崩遭難事件・有罪	— 12・3・21 札幌地小樽支判		
生駒トンネル火災事件・有罪	— 12・12・20 最決		
	⑳	(2008)	⑳
			24・1・11 神戸地判 — 福知山線脱線事故事件・本部長無罪
柔道指導事故事件・有罪	— 26・4・30 長野地判		25・2・20 神戸地判 — 明石歩道橋事故事件・副署長免訴
			29・6・12 最決 — 福知山線脱線事故事件・3社長無罪
	③〇	(2018)	③〇
			31・3・25 長野地松本支判 — あずみの里事件・準看護師有罪
駐車トレーラー追突致死事件・無罪	— 3・4・8 金沢地判		令2・7・28 東京高判 — あずみの里事件・準看護師無罪
軽井沢バス転落事件・有罪	— 5・6・8 長野地判		

船山『刑法を学ぶための道案内』法学書院、平成28年、144頁を改訂。

活の感覚を重視して、予見可能性を次のように捉えたのである（最決昭四二・五・二五刑集二一・四・五八四）。「餅まきの催しを計画実施する者として、参拝のための多数の群衆の参集と、これを放置した場合の災害の発生とを予測することは、一般の常識として可能なことであり、また当然にこれらのことを予測すべきであったといわなければならない」。その上で、企画担当者が、どのような回避措置をとるべきであったかを判示している。被告人らとしては、「あらかじめ、相当数の警備員を配置し、参拝者の一方交通を行う等雑踏整理の手續を講ずるとともに、右餅まきの催しを実施するにあたっては、その時刻、場所、方法等について配慮し、その終了後参拝者を安全に分散退出させるべく誘導する等事故の発生を未然に防止するための措置をとるべき注意義務」があるとしている。

I系列に属するもので、スポーツ指導者について、高い程度の注意義務が必要である旨を明言したのが、柔道指導事故事件¹⁷の判例である（長野地判平二六・四・三〇¹⁸LEX/DB インターネットTKC法律情報データベース 文献番号25503851）。弁護人は、柔道界の一般

的な知見では、頭部を直接打たなければ急性硬膜下出血などを発生することはないと思っていた、と主張した。これに対し、裁判所は、技量が未熟で受け身が十分に習得されていない年少者に対し、指導者が力の加減をせずに投げれば、頭を直接畳に打ちつけなくても、その衝撃によって、脳損傷などの傷害を負う危険があったと捉えて、有罪を言い渡したのである。判決が、「適切な力加減」の必要性を明確にしたことは、過失犯において回避措置を重心に考えるべきこと（私は、「回避措置重心説」¹⁹と名付けている）を確認したものととして評価したい。

II系列に属する事例として、エンスト・発進・衝突事件²⁰がある。この事例では、事故回避はPの行為のみできるわけではなく、Qによる行為との相関関係で決まるといえる。協力あるいは分担する関係においては、過失犯の注意義務を限定する必要がある。判決は、次のように述べて、Pに無罪を言い渡したのである（最判昭四一・一二・二〇刑集二〇・一〇・一二一二）。「自動車運転者としては、特別な事情のない限り、右側方からくる他の車両が交通法規を守り自転車との衝突を回避するた

め適切な行動に出ることを信頼して運転すれば足りるのであって、本件Qの車両のように、あえて交通法規に違反し、自車の全面を突破しようとする車両のありうることまでも予想して右側方に対する安全を確認し、もつて事故の発生を未然防止すべき業務上の注意義務はない。」これは、交通事故に信頼の原則を用いたものと評価されたものである。

次に検討する北大電気メス事件²¹は、チーム医療において、執刀医の予見可能性に関して具体的予見可能性を用いた（そして無罪とした）点で、Ⅱ系列に属するものである。札幌高裁は、次のような判断を、執刀医Rに対して行ったのである（札幌高判昭五一・二二・一八判時八二〇・三六）。被告人Rにとつて、「ケーブルの誤接続のありうることについて具体的認識を欠いたことなどのため、右誤接続に起因する傷害事故発生の予見可能性が必ずしも高度のものではなく、手術開始直前に、ベテランの看護婦である被告人Sを信頼し接続の正否を点検しなかったことが当時の具体的状況のもとで無理からぬものであったことにかんがみれば、被告人Rがケーブルの誤接続による傷害事故発生を予見してこれを回避すべく

ケーブル接続の点検をする措置をとらなかつたことをとらえ、執刀医として通常用いるべき注意義務の違反があったものということはできない」として、Rは無罪であるとしたのである。一方、Sに対しては、予見可能性があつたはずだとして、有罪としている。チーム医療の場合は、道路交通の場合と異なり、そもそも加害者（医療従事者）と被害者（患者）は危険防止を分担すべき当事者ではないから、信頼の原則を適用するべきではないと考える。本事例をⅡ系列として扱った（具体的予見可能性説で処理しようとした）裁判所の選択に問題がある。手術を受けている患者自身は何もできず、いわば命を医者に預けている場合であり、しかも執刀医は手術の主宰者として看護婦に指示命令することができた。執刀医は、電気メスの感触がいつもと違うと感じたなら、どこかに間違いや不具合があるにちがいないと、合理的危惧感を抱き、原因を説明してから手術を再開すべきである。執刀医の回避措置一つで重大な結果発生を未然に防止できたはずのものと言わねばならない。

さて、軽井沢バス転落事件に戻って考えてみよう。私は、判決文が明らかに合理的危惧感説に沿った判断のし

かたを示していると思うのでI系列に属せしめたが、前述の区分の根拠と合致しているだろうか。すなわち、行為者自身が結果発生を回避しようとするればできるのに、回避をしなかった場合なのか、ということである。その疑問が生ずるのは、本件被告人は二人であり、かつ、私見によれば、社長と運行管理者は共同正犯である。しかも、直接過失を犯した運転手もいる。

答は「しかり」である。というのは、本件は、三人のうち、一人でも合理的危惧感に基づいて回避措置をとれば事故を防げた場合であったからである。運行管理者が、運転手の運転技量の習熟を待つて実地につかせれば事故は防止できたのである。社長が運行管理者に任せきりにするのではなく、企業の最高責任者として運行管理者に適切な指導をしていれば、運行管理者に本来の注意義務を発揮させることは可能だったのである(管理責任)。

さらに、運転手についても、自分が大型バスの運転技量が未熟であることを自覚していたのであるから、会社から山岳夜行バスの運転を命じられたとしても、「習熟するまでは、できません。」と拒否すればよかつたのである。この三人の中の一人でも、自分に課せられている

注意義務を尽くせば、事故は予防可能だったのである。また、職を失いたくない運転手が致し方なく、運転命令に従った場合、確氷バイバスの部分だけでも、交替運転手として同乗していたベテランのK運転手に交替しても例えば、結果回避は可能だったのである。

人はとかく、これしか方法がないと思う心境に陥ることがあるが、一歩離れてみると、生きる術は見えてくるものである。

企業活動に伴う過失犯罪は、チェルノブイリ原発事故(一九八六年)から東京電力福島原発事故(二〇一一年)に至る過程、それでもやめようとしなない人間行為の様相の例に示されるように、現代社会の抱える宿痾のようにも思える。しかし、洞察力と責任感のある人間が取り組むべき課題の一つである。私は、ここで提案した二系列に対する仮説の検証をしつつ、刑法の役割に沿って考察を深めると述べて、筆を擱くこととする。

(1) この裁判は、尼崎JR脱線事件において、事件当時、鉄道本部長であった者に対する裁判(神戸地判平二四・一・一一・二二 LEX/DB インターネットTKC

法律情報データベース・文献番号25480439」とは別に、JR西日本の相談役、会長、社長だった歴代の三社長が強制起訴（検審四一条の六）されたものである。

(2) 小貫補足意見は、予見可能性だけ一方的に考えて回避措置を設定するのではなく、どのような回避措置が可能かを考えて、予見可能性の幅を考慮する。この論理によると、尼崎JR脱線事件では、過大な義務を刑罰をもって強制することになるから不都合であるが、本件では、大型バスの運転に必要な運転技量の習得をさせてから実地につかせればよいので、小貫補足は有罪の理由づけに使えるのである。

(3) ここまでは、具体的予見可能性説の表現である。これによると、刑事責任を問う前提としての予見可能性は、「当該罰条によって刑事責任を問うに値する程に具体的で高い可能性の予見可能性」を必要とする（松宮孝明『刑法講義総論（第五版補訂版）』成文堂、平成三〇年、二二〇頁）。

(4) 藤木英雄『刑法講義総論』（弘文堂、昭和五〇年）が、「予見可能というためには、結果発生にいたる具体的因果過程の予見までは必要でなく、一般人ならばすくなくともその種の結果の発生がありうる」として、具体的な危惧感をいなく程度のものであれば足りる」（二四〇頁）とするのと、同趣旨である。

(5) 被告人の予見可能性については、「いったん火災が起

れば、発見の遅れ、初期消火の失敗等により本格的な火災に発展し、建物の構造、避難経路等に不案内の宿泊客等に死傷の危険の及ぶ恐れがあることはこれを容易に予見できた」としている。

(6) この判決に対する私の評釈として、「ホテル火災と経営者の業務上過失責任―川治プリンスホテル事件―船山『刑法の役割と過失犯論』北樹出版、平成一九年、二一九頁。

(7) ここに、不作為犯の問題もある。不作為犯における因果関係は、「その予期された行為があったとすれば、結果を防ぎ得たか否か」という問題の立て方をする必要がある（日沖憲郎「因果関係」『刑事法講座第一巻刑法（一）』有斐閣、昭和二七年、一八七頁）。

(8) 三井誠「管理・監督過失をめぐる問題の所在」刑法雑誌二八巻一号一八頁。

(9) 事案は、特別養護老人ホームに准看護師として勤務していた被告人が、間食を提供する際、八五歳の女性利用者には、ゼリーなのにドーナツを配膳したため、利用者は喉頭ないし気管内異物による窒息に起因する心肺停止状態に陥り、約一か月後、低酸素脳症により死亡したというものであった。

(10) この件では、平成三二年三月二五日、長野地裁松本支部は、被告人に罰金二〇万円の有罪判決を言い渡した。私の評釈として、「組織内の個人過失における期待可能性

―あずみの里事件を手がかりに―」日本法學八五卷二号二八九頁。控訴審の東京高裁は、令和二年七月二八日、被告人に無罪を言い渡している(判時二四七一号一二九頁)。

(11) その後、副署長(署長はすでに死亡)は、神戸檢察審査会による二度の審査(二度目は「起訴議決」と呼ばれる)により、指定弁護士により起訴されたが、第一審で過失は認められなかった(神戸地判平二五・二・二〇判例集未登載)。

(12) 日本の檢察官は、「上向きの訴追は弱」く、下向きには強いと批判されている。この点に関する指摘して、デイヴィッド・ジョンソン著、平山真理子訳「日本の『蜘蛛の巣』の司法と檢察の活動」後藤昭責任編集『刑事司法を担う人々』岩波書店、平成二九年、二九頁。

(13) もう一つ注意しなければならない点として、仮に法人(組織体)処罰を取り入れた新立法がなされたとしても、それは今後発生する犯罪についてのみ、適用可能である。遡及処罰の禁止の原則が働くからである。

(14) 令和四年四月二三日に発生した知床観光船沈没事故(二六名死亡)を思う。

(15) 過去の判例から現在が理解できることは、E・H・カーが次のように述べていることと符合する。「現在は過去の光に照らされて初めて十分に理解できるようになる」(E・H・カー著、近藤和彦訳『歴史とは何か・新版』岩

波書店、令和四年、八六頁)。

(16) 昭和三十一年一月、新潟県弥彦村の弥彦神社で、参拝に訪れた群衆が将棋倒しになり、一二四名の死者が出た。事故は、深夜零時過ぎ、参拝を終えて帰る人々の流れと、これからお参りに向かう人々の流れとが神社の石段付近でぶつかり合ったのが発端である。権宮司(宮司の下)らが起訴された。

(17) 平成二〇年五月二七日、松本市の柔道場において、G(講道館柔道四段)は、H(小学六年)の乱取り稽古をした際、Gは「片襟体落とし」の技をかけ、Hは、背中や腕の辺りから畳に打ち付けられた。Hは、救急車で病院に搬送され、急性硬膜下血腫の緊急手術を受けたが、意識障害を伴う後遺症を負った。

(18) この判決に対する私の評釈として、「柔道指導における過失責任」日本法學八〇巻四号三七五頁。

(19) 船山泰範「過失犯における回避措置重心説」『川端博先生古稀記念論文集(上巻)』成文堂、平成二六年、四一一頁。

(20) Pは、自動車運転をして、交通整理のない交差点を右折する途中、中央付近でエンストを起こし、低速で発進する際、左側のみを注意して右側方に対する安全の確認を欠いたまま発車した。右側方からバイクでやってきたQに気づいたのは間が約五メートルになってからで、Pは急停車したが間に合わず、自動車をバイクに衝突さ

せ、Qに約一〇〇日の治療を要する傷害を与えた。

(21) 昭和四五年、北大医学部付属病院で行われた二歳半の患者に対する動脈管を大動脈との分岐点で切断する手術に際し、手術自体は成功したが、手術に用いられた電気メス器の対極板付ケーブルのプラグとメス側ケーブルのプラグを交互に誤接続したため、対極板を装着した患者の右下腿部に高周波電流が流れ、二度の熱傷を生じ、そのため下腿切断のやむなきに至った。

(22) 運転手が死亡したため刑事責任が検討されていないが、クビを恐れて拒否できなかつた点については、期待可能性の問題がある。

(23) この事故を中心に、国民の安全を守る刑法のあり方を検討したものとして、古川元晴・船山泰範『福島原発、裁かれないでいいのか』（朝日新書・平成二七年）がある。

